

平成23年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会産業部会議事録

1 日時：平成23年8月1日（月）午後2時07分～

2 場所：千葉市中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗

3 出席者：

（1）委員

大原明保委員（会長）、河合謹爾委員（副会長）、善住康夫委員、高橋秀雄委員、
鵜澤富士男委員

（2）事務局

（経済農政局事務局）

皆川経済部長、橘経済企画課長、鈴木係長、園田主任主事
（産業支援課）

鈴木課長、中台主査、伊藤主事

4 議題：

（1）千葉市ビジネス支援センターの管理運営の基準及び提案について

5 議事の概要：

（1）千葉市ビジネス支援センターに係る申請団体の提案等について

千葉市ビジネス支援センターの管理運営の基準について事務局からの説明後、申請団体のヒアリングを実施し、審議。提案書は、管理運営の基準に適合しているものと判断した。なお、管理業務の実施にあたっては、成果指標の達成に向けた具体策を求める旨の意見を出した。

6 開議経過：

【事務局】 それでは、ただいまより平成23年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会の産業部会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方、お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。第1回に引き続きまして、よろしくお願いしたいと思います。

本日、経済農政局長の渡部ですが、所用のため欠席とさせていただきます。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条によりまして公開されております。

次に、会議の成立についてですが、委員総数5名中、全委員さんの出席をいただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議は成立いたしておりますことをご報告いたします。

それでは、初めに、経済部長の皆川から一言ごあいさつを申し上げます。

【経済部長】 経済部長、皆川です。よろしくお願いします。

本日、お忙しいところ、第2回経済農政局指定管理者選定評価委員会産業部会にご出

席いただきまして、まことにありがとうございます。

先日、7月5日に開催しました第1回選定評価委員会におきまして、いただきました意見を反映させた管理運営基準を産業支援課のほうで作成しまして、それを財団法人千葉市産業振興財団のほうに示しまして、その結果、お手元にあります事業計画書が提出されています。今日は、この管理運営基準と事業計画書とのマッチングについて、委員の皆様のご意見をお伺いできればというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、本日の流れについて、事務局よりご説明いたします。

それでは、本日の流れについてですが、まず、施設所管課から、先日ご意見をいただきましたビジネス支援センターの管理運営基準の変更点についてご説明させていただきます。その後、先ほどの部長の話にもありましたが、産業振興財団から提出された事業計画について、産業振興財団より説明をさせていただきます。その後、質問等をお受けいたしまして、事業計画がこの管理運営基準に適合しているかどうかのご意見をいただきたいと思っております。

なお、産業振興財団におきましては、市から指名停止処分を受けているか等の形式的要件審査において、該当するものはございませんでした。

以上です。

【事務局】 それでは、ここからは大原部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、議事に沿って進めたいと思いますが、ちょっと確認ですけれども、きょういただいた次第の配付資料、資料1、資料2とありますが、この基本協定書（案）という資料は、1か2の附属品というふうな理解、それともこれは配付資料には含まれない。どうなのですか。

【事務局】 管理運営基準の附属品という形です。

【部会長】 資料1の附属品という理解でよろしいということですね。

【事務局】 はい。結構でございます。

【部会長】 わかりました。

今日は、ビジネス支援センターの管理運営の基準及び提案について意見交換を行います。まず、施設所管課長から説明をお願いします。

【事務局】 産業支援課の鈴木でございます。かけさせていただきます。

議題に入る前でございますが、公の施設であるビジネス支援センターの次期指定管理者の指定についてご説明申し上げます。ビジネス支援センターの指定管理者の指定につきましては、設置管理条例で、「センターの管理運営を適切かつ確実に行うことのできる」と認める法人を、議会の議決を経て、指定管理者として指定する」としております。今年3月に市長に公募とすることも含め検討した結果を説明したところ、設置管理条例を改正せずに現状のまま非公募とすることについて了承を得ました。

非公募とした理由としては、千葉市産業振興財団が国のいう中小企業支援センターであることや、新事業創出の中核的支援機関として法に基づく指定を受けており、千葉市と一体となり、さらに補完的な機能を果たしながら産業振興施策を推進することができ

ていること。また、中小企業者への支援として、ハード、ソフトにわたる各種支援事業を実施することができる団体であることなどが理由となっております。特に、創業支援施設であるインキュベート室に入居している企業に対しては長期的な視点での一貫した支援が必要であり、それが可能となること。それから支援継続性を挙げることができるからでございます。

それでは、議題の1、千葉市ビジネス支援センター指定管理者管理運営の基準についてご説明します。私からご説明する内容は、管理運営の基準についての概要と前回の指定管理者選定評価委員会でいただいた意見などを反映した箇所についてとなります。

それでは、管理運営の基準、3ページ目をお願いしたいと思います。初めに、本書の位置づけについてですが、読み上げますと、千葉市ビジネス支援センター設置管理条例第4条の規定に基づき、千葉市がビジネス支援センターの管理運営を行う際にあたり、千葉市が指定管理者に要求する管理運営の基準を示したものです。業務委託契約の場合でいうところの仕様書にあたるものでございます。

次に、管理運営にあたっての基礎的遵守事項についてですが、ビジネス支援センターが千葉市の公の施設であることを念頭におき、法令等に基づき、市民の公平な利用に供するよう管理運営を行うことのほか、(3)ですが、施設の設置目的である「企業の経営及び創業を支援することにより、本市の産業を振興し、地域経済の発展に寄与するため」に適切な管理運営を行うこと。また、(4)ですが、千葉市の産業振興施策との整合性を図りながら、施設の管理運営を行うことなどが遵守事項となります。

4ページをお願いします。ビジネス支援センターの施設の概要ですが、設置場所は、中央区中央4丁目の本館と中央区富士見2丁目の分館となります。本館は、前回指定管理者選定評価委員会を開催したQiballの13階と14階と15階の3フロアで、会議室や創業支援施設であるインキュベート室などがあります。分館については、民間オフィスと商業施設からなる複合施設であり、区分所有している部分である1階に店舗型ビジネスインキュベート室が6室、10階にビジネスインキュベート室が8室となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。指定管理者が行う業務の範囲・内容についてですが、指定予定期間は、平成24年4月1日から29年3月31日までの5年間です。

8ページをお願いします。(6)施設運営業務の範囲の箇所に記載しましたが、ビジネス支援センターは、経営及び創業に関する産業振興支援施策全般を担い、市内企業等に対し、継続的・安定的なサービスを提供する施設である点に留意して、施設運営業務を実施するよう求めています。また、施設の利用促進などのための基本的業務については、(ア)の広報・プロモーション業務や、9ページになりますが、施設及び附属設備などの貸出業務、接客業務、情報管理業務、緊急時対応業務などがあります。

10ページの下から次のページにかけてですが、イの相談及び人材育成事業については、経営に関する相談に対応できる専門職員を配置すること。そして、ビジネス支援センターで対応できない場合には専門家を紹介できる体制を構築するよう、また、人材育成業務ではビジネス支援センター施設を利用して、各種研修等を企画し、実施することを求めています。

11ページ、ウの創業支援事業では、指定管理者は、3つの方向性と4つの重点分野に

留意するとともに、創業者の各種要望に対し、積極的かつ柔軟に対応できる体制を整備し、創業支援事業を行うこととしています。

また、12 ページですが、(イ) ビジネスインキュベート室及び店舗型ビジネスインキュベート室募集業務では、a の箇所ですが、空室の発生が見込まれ、もしくは空室が生じた場合には、各種広報媒体等を活用し、利用企業の募集を行うこと。そして、成長可能性のある企業情報の収集に努め、専門職員の企業訪問等により、インキュベート室の使用を促すこととしています。

13 ページをお願いします。「2 施設維持管理業務」についてですが、下のほう、本館については複合施設であり、施設管理については、Qiball（きぼーる）管理組合が実施することとしており、その業務は、次のページに記載のとおりでございます。

指定管理者が行う維持管理業務は、14 ページから 15 ページに記載のとおりでございます。分館については、15 ページ中ほどですが、富士見ハイネスビルを区分所有していることから、施設管理については東電不動産株式会社と、ここから委託を受けた業者が実施しており、業務内容は記載のとおりです。指定管理者が行う維持管理業務としましては、15 ページから 16 ページに記載のとおりです。

16 ページですが、「3 経営管理業務」については、下のほうに記載のとおり、事業資格と業務体制について求めています。

17 ページの下ですが、(6) 事業評価（モニタリング）業務についてですが、利用者等の意見や要望を把握し、ビジネス支援センターの運営に反映させるよう、また、評価の結果を千葉市に報告するよう求めています。

18 ページの下ですが、「4 自主事業」については、事業の企画にあたっては千葉市の承認を得ること。また、ビジネス支援センターの設置目的に適合することなどの条件を示しました。

以上が、千葉市が指定管理者に求める管理運営の基準の概要ですが、続きまして、前回の指定管理者選定評価委員会でもいただいたご意見等を反映させた箇所をご説明いたします。

9 ページをお願いいたします。中ほどですが、(イ)施設等貸出業務をごらんください。いただきましたご意見は、「施設の稼働率をさらに上げることはできないものか。パソコン研修室など稼働率の低い施設の利用促進を図る必要があるのではないか」などのことから、なお書きの下の部分ですが、「さらに」からの 1 文を追加し、「データの検証を行い、稼働率の低い施設については、創意工夫のうえ稼働率の向上に努めること」といたしました。

11 ページをお願いします。ウ 創業支援事業をごらんください。2 行目ですが、「4 つの重点分野に十分留意するとともに」の次に 1 文を追加して、「創業者の各種要望に対し、積極的かつ柔軟に対応できる体制を整備し、創業支援事業を行うこと」といたしました。このことについては、千葉市の経済振興を推進する上で、既存の産業や事業者がみずから行おうとする経営革新などに対しての支援はもちろんですが、さらに大切なことは、創業しやすい環境や条件をそろえ、創業支援に重点を置く必要があるのではないかというご意見を反映させたもので、これは千葉市の基本的な方針とも一致しているも

のでございます。

説明は以上でございますが、最後ですが、お配りしました資料のうち、A3判の大きい紙ですが、「千葉市ビジネス支援センター指定管理者選定対照一覧表」をごらんいただきたいと思います。この資料の表頭部分ですが、「確認事項」と「管理運営の基準」の欄、これはただいまご説明した内容が記載されております。「事業計画書」の欄ですが、これは産業振興財団から提出された事業計画書の提案内容を管理運営基準と対比しやすいように整理、記載したものでございます。そして、右端の「適合の判断」の欄ですが、ここは事業計画書の提案内容が千葉市の示した管理運営基準に適合しているかを事前に内容確認をした上で、市の判断を記したものです。各項目につきましては、基準に適合していると判断できる旨を記載してございます。

もう1点、資料をごらんいただきたいのですが、先ほど委員長から話に出ました表題に「千葉市ビジネス支援センターの管理に関する基本協定書(案)」というのがあります。これにつきましては、先ほどご説明しました管理運営基準に記載されていることを契約書の形式にした細則でございます。その内容は重複することから、説明は割愛させていただきます。

ただし、基本協定書(案)につきましては、前回委員の皆様からご指摘いただきました数値目標について、成果指標の各項目の一部を見直ししております。基本協定書(案)の最後のページから7枚目をごらんいただきたいのですが、成果指標の5項目の表がございまして、この表につきまして、まず、利用者数につきましては、これまで11万人を目標にしていたところ、平成22年度に15万人の利用者があり、目標を達成していることから、この数値目標を平成28年度までに18万人とするよう見直ししました。利用料金施設の利用率につきましては、平成22年度実績が72%であったことから、数値目標は変更せず、毎年度80%を目標としています。インキュベート室入居者の満足度につきましては、平成22年度実績が80%ですが、定期的に入居者の更新もあることから、この数値を維持することとしまして、前回と同様の数値目標としました。セミナー・研修受講者満足度につきましては、実績が毎年90%以上だったので、これまで数値目標を80%以上としていたものを90%以上に見直ししました。相談件数につきましては、1200件以上を目標としていたところ、平成22年度には2205件の実績がありましたので、数値目標をこれまでの倍の2400件に見直ししております。

以上が議題の1、管理運営の基準についての説明でございます。

【部会長】 それでは、今いただいた説明についての質問で、その後、今度は申請者の産業振興財団のほうから事業計画についての説明に移ることになりますので、財団からの説明の前に、今いただいた説明についての質問という形でご意見を願います。

【委員】 この前、Qiballの13階、14階、15階は拝見したのですが、富士見分館の説明がなかったのですけれども、富士見分館の店舗型ビジネスインキュベート室、この辺の内容について、簡単に説明いただけますでしょうか。

【事務局】 富士見分館につきましては、創業支援施設本館の14階と同じと考えていただいて結構ですが、インキュベーション・マネジャーの常設がないことが違うとこ

ろです。ただ、マネジャーの訪問は、当然定期的に行っているわけで、それ以外にも1階の店舗型の施設については、全部で6店舗あるのですが、中小企業診断士の外部の専門家が定期的に売り上げを伸ばすための手法を提案しております。

10階はビジネス型ということで、この間見ていただいた本館と全く同じようなスタイルですが、ここについては全部で8室ほどあります。また、相談室、商談室があり、1階の商業者も使える、10階の入居者も使えるというような施設です。

【委員】 店舗型というのは、実際にあそこで営業しているのですか。

【事務局】 小売をやっているということです。

【委員】 小売をやっているのですね。

【事務局】 はい。

【委員】 並べてね。はい、わかりました。

【部会長】 関連して。その6店舗というのを、もし業種がわかれば。

【事務局】 雑貨と衣料品と美容グッズというか、バスグッズの小売販売になります。

【部会長】 今、3つはわかりました。あと3つは。

【事務局】 あとは、ビーズフラワーといいまして、ビーズを使った花ですとか、人形をつくって売る、つくり方の指導もするというようなお店です。あと2つが今、空き室で募集中ということになっております。

【部会長】 その業種というのは、入居した人が自由に選べる、それとも業種をこちらで決めて、それに沿う人が入居なさる、どちらですか。

【事務局】 ここにつきましては、小売業をやってもらうという条件で入ってもらっています。

【部会長】 小売にはいろいろあると思いますけれども、例えばあと2室埋める方向で行く場合に、こういうのをやりたいという人がその業種を選んで入居なさってくるのか。それとも、こういう業種をやってくれる人ということで募集しているのですか。どちらですか。

【事務局】 商業という切り口であれば何でも結構です。取り扱い商品は特に限定せず、小売業であればという言い方にしています。

【部会長】 わかりました。

ほかにご質問はございますか。

それでは、先ほど申したとおり、次のプログラムのほうに進行させていただきます。申請者である財団法人千葉市産業振興財団から事業計画等についての説明をお願いします。

(産業振興財団入室)

【(財)千葉市産業振興財団】 千葉市産業振興財団常務兼事務局長の山田でございます。よろしくお願いします。

【千葉市産業振興財団】 同じく、事務局次長の大木でございます。よろしくお願いします。申し上げます。

【部会長】 どうぞおかけください。

それほど厳格ではないと思いますけれども、時間的なこととして、15分程度を予定し

ています。事業計画について説明をお願いいたします。

【千葉市産業振興財団】 それでは、事業計画書についてご説明申し上げます。

まず初めに、説明の全体像ですけれども、千葉市様から管理運営の基準の概要と変更点について説明があった後だというふうに伺っておりますので、まずはこれに対する対応策が計画書の中にどういうふうに盛り込まれているかというのをご説明いたしまして、その後、それ以外の契約書の概要、さらに、私どもが計画書の中にどのような内容をどういう理由で入れたのかという理由や背景といったところを少しお話しさせていただければと考えております。

まず、稼働率についてでございます。稼働率の低い施設、こちらは特別会議室とパソコン研修室ということになるのですけれども、こちらの利用促進策についてでございます。特別会議室につきましては、ほかの部屋と大きくグレードの異なる部屋でございます。稼働率が低いというだけの理由で廃止、あるいは利用転換することは、施設ミックスの点で好ましくないと考えまして、転換等の計画は盛り込んでおりません。今後とも、地道な広報によりまして増収を図ってまいり所存でございます。ちなみに、実績ですけれども、平成 20 年度の特別会議室の決算額は 106 万円、21 年度が 135 万円、22 年度 171 万円でございます。平成 22 年度は 20 年度比で 61% の増収を達成しておりますので、今後とも、地道な営業活動を通じまして、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、パソコン研修室でございます。こちらにつきましては、計画書の 17 ページをごらんいただきたいと思います。15 階のパソコン研修室ですけれども、配備しているパソコンはノート型のものを配備しております。したがって、比較的簡単に設置・撤去できること。また、LAN を無線化することを計画しておりまして、これを実施いたしますと、設置・撤去をさらに短時間でいえるということで、現状ですと利用時間のインターバル、30 分しかないのでございますけれども、この 30 分以内での作業もできるだろうということで、通常の会議室としても利用いただけるよう追加してございます。表でございますけれども、15 階のパソコン研修室、パソコンあり・なしということで 2 段書きにさせていただいておりますけれども、それは新たに機能追加するために 1 行追加したということでございます。スクール形式で 24 人の部屋ということになります。同じフロアの会議室 4 が 36 人のお部屋でございますので、若干小ぶりの部屋ということで、異なるニーズにおこたえできるものと考えております。

料金につきましては、パソコンありの場合ですと、条例どおり、1 日換算ですと 1 万 6700 円、パソコンなしの場合は 1 万 800 円を考えております。パソコンなしの場合の 1 万 800 円という金額でございますけれども、平米単価は会議室 1 から 4 と同じ水準に設定してございます。

実施時期ですが、こちらの改修については、予約システムの改修とパソコンの保管スペースに盗難防止用のかぎを設置するだけで済みますので、5 月には供用開始可能ではないかというふうに考えております。

こちら改修した場合の増収効果でございますけれども、パソコン研修室の稼働率、平成 22 年度実績で 16.2% となっております。こちらの稼働率というのが分母に 1 年間の

最大収入額を用いております。分子に実際の収入額を入れて出した計算でございます、こちらが 22 年度の決算ベースでいきますと、16.2%ということになっております。この方式を用いますと、同じフロアの会議室 4 が 52.9%でございます。パソコンありという使用方法自体はなくしておりませんので、純粋に新しい使用方法を追加した分が増収効果としてあらわれてくるというふうに見込んでおります。

この計算方法を用いますと、数字自体は金額で出しておるんですけれども、これは結果的に 1 年間の全体こま数の中で利用されたこま数の比率をおおむねあらわすものだろうというふうに考えておりますので、新たに利用が見込まれるこま数は、会議室 4 並みの 50%程度から、既にパソコン研修室として利用されております 16%を控除いたしまして、約 35%前後になるものというふうに見ております。この分の需要を新規に掘り起こせるだろうというふうに考えております。これによりまして、平成 24 年度の増収額は 137 万円を見込んでおります。

続きまして、創業支援の強化策についてでございます。計画書の 22 ページをお願いいたします。「インキュベート事業の利用者層の拡大と施設空間利用の向上」と題しまして、本館 14 階の運用見直しを盛り込んでおります。ちょっと言葉だけではわかりにくいかなと思いますので、図を用意してまいりましたので、お配りしたいと思います。内容は大きく 2 つございまして、商談室 1 と共同利用室を隔てるスライディングウォールを畳んで 2 つの部屋を通して使えるようにした上で、これをオープンネストによる創業支援スペースに転換すること及びインキュベーション・マネジャーの執務スペースを移転し、そのあいたスペースを交流スペースの拡充に充てることでございます。

スライディングウォールというのが、お配りした図ですと、商談室と共同利用室の間の壁になるのでございますけれども、こちら固定の壁ではございまして、ねじを回しますと、床との設置面が浮き上がりまして、カーテンのように折り畳めるというタイプの壁でございます。ですので、それを畳んで片づけてしまって、2 つの部屋をぶち抜きで使ってしまうということでございます。

「オープンネスト」とは何かということでございますけれども、イメージといたしましては、簡易型のインキュベート施設というふうにお考えいただければよろしいかと思います。ネストというのは「鳥の巣」でございます。これは利用者をひな鳥に見立てた表現でございます。ポイントは、個室ではないということでございます。お配りした図ですと、インキュベート施設というのが全部で 14 階には 14 室、それからプレインキュが 4 ブースありますけれども、それぞれ個室化されておまして、入居許可を受けた人、あるいは会社が 1 室ずつ使うという形式になっております。部屋と使う人、会社が決まっているというのが現状のインキュベート施設の姿ですけれども、このオープンネストというのは決まった席があるわけではなくて、あいている席を自由に使っていいということでございます。無線 LAN をここに設置する計画でございますので、パソコンさえあればいい。これは現状、事務所として使う場合、パソコンさえあれば、おおよそそのことができてしまうという実態に着目したものでございます。使う人には各自パソコンを持ってきてもらって、通信環境だけは整えておきますので、そこでパソコンで作業できるようにというようなことでございます。オープンという名をつけたのは、出入り

自由で開かれた共有スペースということを込めまして、入居者をひな鳥に例えて、「オープンネスト」というふうに名前をつけております。

具体的には、ハニカム式のブースを用意いたしまして、これをつい立てで仕切ることと考えております。お配りした資料の下のほうに風車型、あるいは卍型ということでイメージを載せておりますけれども、このようなブースを設置いたしまして、立ち上がれば、互いの顔が見える程度のパーテーションで仕切る予定でございます。これは互いに入居者同士に顔見知りになってもらって交流を誘発し、化学反応を起こす仕掛けでございます。この化学反応を起こすために交流スペースの拡大を同時に実施するものでございます。

また、こちらの 14 階には郵便ポストも設置する予定でございます。どういうことかといいますと、このビジネス支援センターは、千葉市中央区中央という政令指定都市であり、県庁所在地でもあります千葉市の中心部にございます。ここに郵便ポストを設置するということは、千葉市中央区中央と印刷した名刺をつくられるということを意味いたします。これは入居者に対する信用補完の支援になるだろうと考えまして、この土地のネームバリューをここで活用したいと考えております。

座席数につきましては、ごらんの 4 ブースのものを 3 セット、合計で 12 ブース設置する予定でございます。また、座席自体が決まっているわけではなく、あいているところはどこでも使えるということでございますので、オーバーブッキング、座席数を超える入居者数、入居許可を出すことも可能だろうというふうに考えております。

料金につきましては、計画書の 18 ページをごらんいただきたいのですが、18 ページの一番上のほうでございます。料金につきましては、インキュベート施設に準じまして、今後、千葉市様と協議の上で決定してまいりたいと考えております。条例上は 9 時から 17 時までの日額制、インキュベート施設準用ということになりますと月額制ということで、ちょっと比較の土台が異なるのでございますけれども、試算した結果、条例以下の金額になることは確定的ということで、あとそれ以外のところを千葉市様と協議の上、詰めていきたいというふうに考えております。また、実施時期につきましても、これから千葉市様のほうでは財政当局との折衝などもあるかと思っておりますので、千葉市様と協議の上、準備を進めてまいりたいと考えております。

ちなみに、商談室 1 と共同利用室の平成 22 年度の収入額の決算でございますけれども、こちらは 97 万円でございます。パソコン研修室の改良で 137 万円の増収を見込んでおりますので、こちらの計画、減収を回避する方策を講じた上で、こういった挑戦をさせていただきたいということでございます。これによりまして、従来層とは異なる層の期待にこたえることが可能になるとともに、財団と接点を持つ人が増え、交流の輪が広がりますとともに、財団の知名度にとってもプラスになるものと考えております。

48 ページをごらんいただきたいと思っております。48 ページの収支予算書でございます。こちらで平成 24 年の指定管理者の委託料 8474 万 9000 円を見込んでおります。こちら 22 年度の決算額を超えておるのでございますけれども、この中には、表記の改修に伴いますイニシャルコスト 280 万円を含んでおります。例といたしましては、オープンネストや交流スペースに設置いたします机やイス、配置転換に伴います通信工事、商談室・共

同利用室のドアの改修。現状の商談室１と共同利用室のドアというのが外から中が全く見えない形式のドアになっておりまして、このたびのオープンネス化、利用方法を転換するということになりますと、利用者の視点で見た場合、外から来て、中が見えたほうが安心感が増すだろうというふうに考えまして、ドアの改修も伴うものという前提で計算しております。このイニシャルコスト 280 万円を除きますと、指定管理者の委託料は平成 22 年度の決算額以下になりますことを申し添えます。

以上が管理運営の基準の変更に対応いたします事業計画書の対応策でございます。

続きまして、それ以外の事業計画書の概要でございますけれども、千葉市の行政改革推進課様から標準様式の提供を受けましたので、そちらに沿って作成したものでございます。要求や設問が事前に示されておりまして、そちらの要求、設問にはすべてお答えするという形式で作成を進めてまいりました。当財団がこれまで蓄積してまいりましたノウハウ、その中には明文でマニュアル化されているものもありますし、そうではない暗黙の知恵といったようなものもあるのでございますけれども、そういったものを意識化して文章に書き起こすというようなことで進めてまいりました。詳細につきましては、ちょっとお時間もございますので、省略させていただきます。

続きまして、事業計画書の背景について、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。私ども図らずも、今回、委員の皆様方の 7 月 5 日の指摘を先取りする形となりました。私ども別に 7 月 5 日から今日までの短時間に計画書をつくったわけではございませんし、また、7 月 5 日にどのような評価、どのようなコメントをいただくかということ、山を張っていたわけではございません。にもかかわらず、どうして結果的に先取りすることに成功したのかということをお話しさせていただきたいと思います。

私ども単なる施設の管理者ではなく、市とともに歩む産業振興のプレーヤーであるというふうに自認しております。施設のポテンシャルを正確につかみ、これを産業振興への貢献に生かしていくということが使命だというふうに考えておりまして、その自問自答を繰り返した結果でございます。

私どもビジネス支援センターをどう認識していたかということですが、大きく施設の特徴としては 2 つあるだろうというふうに考えておりました。その 1 つというのが、まず、ビジネス支援センターは相談機能、インキュベート機能、貸し会議室機能、この 3 点がセットになっているという点で、非常に珍しい施設だということでございます。この 3 つがそろった施設というのは、県内では千葉県が設置しております東葛テクノプラザ以外にはございません。ただ、東葛テクノプラザも相談機能というのが常時設置されているものではなくて、随時、週に 1 度ですとか、2 週間に 1 度といったような頻度で設置されているだけのものがございます。私どものように常時フルセットがそろっているという施設は県内には皆無でございます。

そのただでも珍しい施設の上に、私ども中核機関といたします地域プラットフォーム、これは千葉商工会議所さんですとか、あるいは千葉大学さん、千葉工業大学さんなど全部で 14 機関からなる新事業創出のためのチームでございますけれども、この 14 機関にまたがるチームによるソフトウェアが珍しい施設の上にのっかっているというのが千葉市ビジネス支援センターの姿でございます。また、その 3 点セットの中でも、とりわけ

インキュベート機能、こちらも際立った特徴がございます。これが2点目でございます。

県内には公設のインキュベート施設というのが、このビジネス支援センターを含めて11カ所ございます。ほとんどが木更津市、あるいは柏市に集中しておりますけれども、多くが中小企業基盤整備機構さん、あるいは千葉県さんが設置したものでございます。全部で11施設あるのでございますけれども、多くが研究開発型のインキュベート施設でございます。研究開発型というのは、主な業種としては製造業、あるいは医療ですとか、バイオといった研究開発型の企業、開発をして新技術をつくって売り出していこうという施設でございますけれども、そういった施設がほとんどでございます。この千葉市ビジネス支援センターのような都市型でサービス業を中心とした、あらゆる業種に適應できる施設というのは、県内では事実上、市川市にございますいちかわ情報プラザのみでございます。いちかわ情報プラザさんは、中に市川市の情報センターのオフィスが入っております、そことコラボレーションということで入っておる施設でございますけれども、規模的には私ども千葉市ビジネス支援センターのほうが、通算いたしますと、はるかに大きな規模になります。ですので、ここまでフルセットの機能がのっていて、なおかつ珍しいタイプのインキュベートを備えている機関、施設というのは、県内では千葉市ビジネス支援センターのみということでございます。

私どもは、この事実を前提といたしまして、考えを進めてまいりました。サービス業が多いというのが千葉市の実態でございまして、ここに大きな初期投資に係る研究開発型のインキュベートをめざすというのは、いたずらに千葉市の負担が増すだけで、好ましい賢明な選択とは言えない。今ある都市型のインキュベートということに磨きをかけていくほうがいいだろう。オープンネストという小さな創業スペースを大量に提供したほうが、結果的には千葉市の特性にもマッチしているし、千葉市の負担も少なく済む一番いい方法だろうということで提案申し上げた次第でございます。

サービス業が多いというのが千葉市の実態でございまして、私ども支援のあり方といたしましては、この施設、千葉市ビジネス支援センターを拠点にして幅広い交流を起こして、自助を助長するというのが賢明な産業支援のあり方だろうというふうに考えました。これはビジネス支援センター自体が年間15万人以上の来場者があるという非常にポテンシャルの高い施設であること。さらに、公共セクターがねじり鉢巻きして産業支援にどんどん力を入れてお金を投入していくというあり方は、将来的には長続きしないだろうという認識を持っておったこと。支援のあり方としては、薬に例えていいますと、漢方薬のような方法でして、ちょっと迂遠な方法じゃないかというふうにお考えになるかもしれませんが、千葉市の実態を考えれば、それが一番いい方法なのではないかなというふうに私どもは考えました。その答えがパソコン研修室の改修と14階の改良、さらに施設を改良して入場者を増やしましょう。オープンネストで創業者にもっと低廉な施設を提供いたしましょうというのが私どもの答えでございます。

その核にはインキュベート機能というのを据えました。私ども中核的支援機関といたします地域プラットフォーム、14機関で構成しておりますけれども、その14機関の中で、当財団にしかできなくて、なおかつビジネス支援センターでなければできないことというのは何だろうというふうに考えると、その中心になるものは、やはりインキュベ

ート機能なのでございます。ですので、ここをどう肉づけしていくかということを中心に考えた結果、オープンネストというのが賢明な選択ではないかということで事業計画書の中に盛り込んでまいりました。

ここでちょっと産業のお話から離れるのですが、政策全般についてお話ししたいと思います。あらゆる政策の基本は人口政策だろうというふうに私ども考えておりました。これは福祉にせよ、建設、都市計画にせよ、一番根本になるデータというのは人口で、これから千葉市も平成 27 年度をピークに人口減少の時代を迎えます。人口減少が続いては、政策当事者がどんなに努力をしても、その成果は虚しいものに終わるのではないかという懸念がございました。基本的な処方せんは若年層をどう減らさないかということにあるだろう。私どもは若者を減らさないということを産業政策の中で、今回は指定管理者ということですので、その業務の範囲内で考えようというふうに思っておりました。具体的には、創業支援で若者に夢を増やすことが肝要だと。この基本政策への配慮がインキュベート機能増強という確信を強めた結果でございます。

ビジネス支援センターの管理運営業務は、単なる施設管理の仕事ではなく、ソフト事業が中心でございます。ですので、人材の成長が欠かせません。私どもこれまでプロパー職員が 2 名ないし 3 名しかいないという状況で法人運営をしてまいりました。その中で、インキュベーション・マネジャーの養成研修をプロパー職員に受けさせるなど、努力を重ねてきたところでございます。また、このたび、昨年度の指定管理者の選定を受けまして、スポーツ振興財団その他から転籍という形で大量のプロパー職員を今年度受け入れております。図らずも当財団の人材育成の力が試されることになりましたけれども、使命に沿った形で人材育成を進めてまいりたいと考えております。

今後は、委員の皆様方には年度評価をしていただくこととなりますけれども、委員の皆様方のご鞭撻をいただきながら、今後とも、組織として進化を続けてまいりたいと思いますので、よろしくご指導のほどお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

今、財団さんの説明を受けたわけですが、この説明について、何か質問、意見等がございましたらご発言願います。

【委 員】 それでは、オープンネストをすると、今までは固定でインキュベーターになっている人は、一定の決まった部屋に決まっていたと。それを自由に使えるということで、まずはインキュベーターの人数が増えるのですよね。

【千葉市産業振興財団】 そうということです。はい。

【委 員】 それがどのくらい増えるのかと、見込みとしてね。ということと、それでも来た人は必ず場所があるという前提になっている。個別にちょっとお答えいただけるとありがたいのですけれども。

【千葉市産業振興財団】 人数の見積もりですが、ブースは全部で 12 ブースでございます。ただ、常時埋まっているという状態ではありませんので、見込みとしては、2 倍程度までは許可を出せるのではないかと。2 倍ですので、24 人ですね。24 人出しても、瞬間的に使っている人は 12 人以下だろうということでございます。どの時点をと

っても、使っている人は12人以下でおさまらだろう。実際どれぐらいの人が使ってくれるかということになりますけれども、おおむね稼働率としては6割から7割ぐらいと保守的に見ております。人数に換算いたしますと、16人から17人ぐらいかなというふうに見ております。

【委 員】 すみません、時間も、いろいろ質問があると思うので、手短にお答えいただきたいのですが、人数は増えると。そうすると、使う人が予定して、このくらい使うということを前もって予約を入れるという形。

【千葉市産業振興財団】 ではございません。

【委 員】 そうじゃないの。

【千葉市産業振興財団】 はい。

【委 員】 お金の計算、使用料の計算が総合的に、人数が倍近くなっても、かなり減るのですよね、予定として。インキュベーターの利用料金は総額で減るのですよね、年間では。

【千葉市産業振興財団】 今は商談室1、共同利用室という形で使われております。インキュベーターとは全く違う使われ方をしている。

【委 員】 インキュベーターの人が払う使用料というのは、総額では減るのでしょうか、人数が増えても。そういうふうに考えていない。今、私はちょっと説明を聞いていて、想像しているのと違うかどうか確認をさせていただいているのですが、人数は倍近く増える。増えないかもしれないけれども、少なくとも1.5倍以上増えるわけですよね、インキュベーターの人数は。そうじゃないのですか。1.5倍か2倍まで増やしてもいいわけでしょう。利用料金はどのくらい増えるのですか。インキュベーターの使用、支払い。

【千葉市産業振興財団】 商談室と共同利用室、この2部屋の転換部分については、平成24年度年初からとは想定しておりませんので、中間的に17万円前後の収入になるだろうと見ております。

【委 員】 減るだろうと、一時的には。

【千葉市産業振興財団】 17万円程度の収入が上がる。

【委 員】 それは増えるのですか、減るのですか。

【千葉市産業振興財団】 今の共同利用室、商談室という使われ方からすると減りますけれども、それを上回る増収策を15階のほうでとっているということです。

【委 員】 ええ。別の増収策はちょっと置きまして、インキュベーターだけの利用の収入、それ自体は当初の、来年度だけを比較すると難しいかもしれないけれども、再来年度以降の料金の収入は減るのですか、増えるのですか。わかりにくい質問していますか。

【千葉市産業振興財団】 現状の商談室1、共同利用室としての使われ方よりは減ると見ています。

【委 員】 減るというふうに見ているのですよね。

【千葉市産業振興財団】 単価設定自体は、これから千葉市様と協議させていただきますけれども。

【委員】 でも、予定では、単価それ自体を減らそうということですよね。

【千葉市産業振興財団】 はい。

【委員】 関連して、計画書の 18 ページを開いていただけますか。ここに料金のことを、参考、条例料金、つまり、従来でいくとこういう料金だけれども、今回の提案のあった 2000 円でいくとこういうふうになる。実績もちょっと減るのではないかということですよ。

【千葉市産業振興財団】 はい。

【委員】 この下段の数式を説明してもらえますか。どういう意味なのか。

【千葉市産業振興財団】 面積を、インキュベートは平米単価制になっておりまして、1 カ月平米あたり 2000 円でございますので、前のページで、16 ページでございますか、16 ページで商談室 1 と共同利用室、これをオープンネストにいたしますと、インキュベート室に準じて使えるということを考えております。通算して、いつでも使えるということです、月額で平米単価に面積を乗じて 12 カ月掛けますと、この面積分をフルに計算しても 211 万 3920 円にしかならない。上段は条例料金、これは 5 時までの使われ方ですけれども、これで計算しても確実に下回りますので。

【委員】 フルにというのは、12 ブースが全部埋まってもということですか。

【千葉市産業振興財団】 そうということです。全部の面積が料金徴収の対象だというふうにしても、こういう結果になると。

【委員】 そうということですね。だけれども、予定としては、歩どまり幾つぐらいとおっしゃいましたっけ。12 ブース全部埋まるのではなくて、実際はどのぐらいを考えると。211 万 3920 円というのは、12 ブースが全部契約されて、年間。

【千葉市産業振興財団】 ということではなくて。

【委員】 ちょっとこの数字がわからない。どういうの。

【千葉市産業振興財団】 部屋全体を、例えば 24 人とかでしたら、24 で割ったとしたら、これ割る 24 になるわけですがけれども、そういう形で、もし全部の面積が料金の対象だというふうに算定したとしても 211 万 3920 円にしかならないよ。実際、何平米で換算するか。2000 円というのは決まっているので、オープンネストとして占有している面積を何平米というふうに認定するかで、結局、1 カ月当たりの料金が決まるということになりますけれども、何平米というふうに認定するかというところは千葉市様と協議させていただきたいというところでございます。

【委員】 例えば 24 人が利用するとすれば、単価的にはどうなるのですか。架空のというか、まだ実績がないからわからないのですけれども、24 人から幾らをどういう形で徴収するというわけ。つまり、この 211 万 3000 円というのは何の意味があるのかということ。

【千葉市産業振興財団】 そもそも計算の土台が、条例を超えることはできないという制約があるのでございますけれども、条例だと日額制なのです。インキュベートに準用ということになりますと、インキュベートは月額での計算、計算の土台が全く異なるわけです。

【委員】 2000 円にしなきゃいけないと。

【千葉市産業振興財団】 ですから、それを仮定として、年間を通した期間ということとで土俵をそろえて計算してみたわけです。そうすると、インキュに準用した料金でフルにその面積を計算対象に入れたとしても、絶対に条例は超えないと。条例以下におさめることは確定していますという証明のために載せたわけです。

【委 員】 条例以下。つまり、これ以上取ってはいけないという。

【千葉市産業振興財団】 そうということです。

【委 員】 そうということですね。

【千葉市産業振興財団】 はい。

【委 員】 それで 24 人が応募してきたという場合、利用者はどういう金額を負担するの。

【千葉市産業振興財団】 それは千葉市様と今後協議させていただきたいと思っておりますけれども、例えば、今隣にございます、お配りした図でプレインキュベート室というのがございますけれども、こちらで一番小さいブースが現状 4800 円となっております。2000 円×2.4 平米ですので、この辺を見ながら、千葉市様と協議の上、単価のほうを決めさせていただくような形になるかと思えます。

【委 員】 条例上限を超えてはいけないというのと、応募者が多かったり少なかったりして、実際に徴収する金額は、これはこの金額に別にかかわらなくていいのですか、211 万という金額に。リンクするの、しないの。

【千葉市産業振興財団】 しません。

【委 員】 しないわけ。となると、どうなるのですかね。大いに利用者があって、それこそもっと広ければ、収益が今までの商談室、共同利用室形態よりもうんと向上するということも可能であると。

【千葉市産業振興財団】 まあそれは……。

【委 員】 よろしいですか。人数は倍になったとして、で考えると一番簡単だと思うのですが、1 人あたりの負担金額は大幅に下がるということですよね。今の現状と比べて。

【千葉市産業振興財団】 現状のインキュベート室よりは、はい。

【委 員】 3 分の 2 ぐらいになるのですよね、お一人さんあたり、平均したらの話ですけれども。ですよね。そういうふう負担金額を減らすということが目的。そうしなければ、24 に人数が増えない、倍近く。というふうにお考えだと。料金の設定の仕方が、上限はいいですので、そういう話し合いもいいですから、今の意図としては倍に増やしたいと。インキュベーターの数を増やしたいという気持ちが先にあるわけでしょう。

【千葉市産業振興財団】 増やして、そこで交流していただきたいというのが最終的なねらいでございます。

【委 員】 もちろんそうですね。交流できるように増やしたいということが先で、総収入は減らしても、ほかでカバーしたいということですね。

【千葉市産業振興財団】 そうということです。

【千葉市産業振興財団】 ですから、この事業は収益を上げるというよりも、新事業創出につながるような事業を広めていこうという視点で採用したいという事業でござい

ます。

【委 員】 ことですよ。それが市のほうで認めていただきたいと、そういうことですよ。

【千葉市産業振興財団】 はい。

【委 員】 この交流ができるようにというのを、ブースを4人一緒にしちゃうと交流が盛んになるという希望を、希望はわかるのですが、根拠はあるのですか。つまり、仲がいい、お互いに創業者同士がそういう仲間ができて、こういう部屋を使うというのは、すごく活性化されていいのだらうと思うのだけれども、そういうことをねらっているのか。特にそういうふうには考えてなくて、ほかに考え方、理論があるのか。どうなのですか。

【千葉市産業振興財団】 理論ということではございませんけれども、全国的にはこのような方法をとっている施設というのがございまして、そこも実際視察に行っていました。それでいい仕掛けではないかというふうに考えて入っていると。

【委 員】 今までは交流がなかったということですよ。

【千葉市産業振興財団】 個室です。

【委 員】 個室だと、それぞれ一国一城のあるじですから。お互いに、何か交流を深める方法の1つとして、こういうことを考えたということですよ。

【千葉市産業振興財団】 今まではイベントをやったりとか、事務局のほうでおぜん立てしてやってあげたりとか、あるいは有志のほうで飲み会をやるということはあったのですが、こういった自然発生的な仕掛けというのは、なかなか個室だとつくりにくいところがございます、1つその仕切りを取ってしまおうということでございます。

【委 員】 そうすると、私がちょっと言いました仲のいいグループができることも推奨しているのですか。

【千葉市産業振興財団】 そうですね。はい。

【委 員】 そうすればうまくいくかも、ちょうどうまくお互いに強いところと弱いところがあって、うまくいく組み合わせというのが出てくるかもしれないですね。

【千葉市産業振興財団】 おっしゃるとおりです。

【委 員】 それで、そういう人が4人いたら4人が同じ部屋を使えるようなことはできるのですか。偶然とか、先に取っておいてもいいということ。

【千葉市産業振興財団】 部屋自体がセキュリティかかっておりますので、そのセキュリティを解除するかぎりを渡すというような形になりますので、一緒になるというのは、私どものほうでおぜん立てするわけではなくて、入居を許可した人同士が約束して、じゃ、この時間はいつもここにしようねという形でやっていただくしかないかと思えますけれども。

【委 員】 それはできるのですか。

【千葉市産業振興財団】 はい。

【委 員】 ありがとうございます。

【委 員】 ちょっとよくわからないので、もう一度、プレインキュベーション室という

のは固定の4人なら4人ですよ。

【千葉市産業振興財団】　そうです。はい。

【委　員】　今回のオープンネストというのは、先ほど12スペースのところを24人というのが一応見込み数というようなことですが、これはどういう利用形態になるということなの。

【千葉市産業振興財団】　この2部屋の中にブースをぼんぼん、3セットですが、3セット置いてあるだけ。

【委　員】　ありますよね。はい。

【千葉市産業振興財団】　そこはどの席がだれだれさんというふうに決まっているわけではなくて、あいていたらどこでも座っていい。

【委　員】　だれが座るのですか。年間契約した人ですよ。

【千葉市産業振興財団】　ここに入っているよと許可された人が。

【委　員】　許可された人は、12ブースしかないから、12人にとどまるのではないのですか。

【千葉市産業振興財団】　年じゅうそこが埋まっているわけではない。

【委　員】　午前部の部の人、夜の部の人というふうに分けるとのこと。

【千葉市産業振興財団】　ではありません。

【委　員】　どうして12ブースしかないところに24人が見込めるの。皆が来たらどうするのか。

【千葉市産業振興財団】　利用条件の中では、例えば2倍だったら、2倍まで入れる可能性がありますというようなことはうたうつもりではおりますけれども。

【委　員】　つまり、集まりぐあいによっては使えない時間もありますよということを織り込み済みでの。

【千葉市産業振興財団】　はい。ただ、交流ですので、ある程度人がいてくれないと困るわけですので、当初から数を絞って、そこで何も起こらないというのではやる意味がありませんので。

【委　員】　派生的な効果として、きょうはここが使えないから、じゃ、隣へ行ってというか、喫茶店へでも行って、場所を変えてやろうかというような交流も、副次的なねらい的なものも。

【千葉市産業振興財団】　同じフロアの中に交流スペースがございますので。

【委　員】　はい、わかりました。それと、もう1点質問させてもらいたいのですが、今回、評価の見直しを踏まえてということのもう1つに、基本協定書に盛り込まれることになったというところの成果指標、利用者数11万人従来だったのを18万人に変えると。セミナー・研修受講者満足度を、80%を90%に変更する。相談件数を1200から2400に増やす。これは承知なさっていますか。それに従って協定を結ばれるということなのですね。

【千葉市産業振興財団】　はい。

【委　員】　それを承知しているというか、それは受けて立ちますというのは、計画書には、どこかに表現されていますか。

【千葉市産業振興財団】 計画書には入れてございません。

【委 員】 これはいつ知られました、成果指標の変更。

【千葉市産業振興財団】 正直、正確な数値としてはお聞きしておりませんでした。

【委 員】 今まで知らなかったのね。

【千葉市産業振興財団】 はい。

【委 員】 そういうふうに、どうも協定書を市側は変える予定ですけども、この協定書というのは、運営の基準の細則的な意味合いで実際に取り交わす中に盛り込まれるということになるという位置づけらしいのです。私も知らなかったのだけれども、そういうふうに説明を受けました。そういう重大なところは、これは今まで説明も何もない。

【事務局】 この基本協定書（案）につきましては、申請者と今後、きょうの意見を踏まえながら、つくり上げていくもので、数値目標の見直しについての打ち合わせにまだ入っていません。私たちとすれば、この数値目標は目標数値としてやってもらいたいということで、年度の事業計画の中で手当てはされていくというふうに考えています。

【委 員】 事業計画書というのは5年間のものであるというふうに聞きました。毎年度というのは今初めて聞きましたけれども、毎年度つくるのですか、事業計画書というのは。もしつくるのであれば、いつつくられて、いつ委員のほうに、適正であるかどうかというような判断をするための年度計画書というのが目に入るのですか。今回は少なくとも、予定されているところの基本協定書の変更、それから指標の変更は反映されていないわけですよね。反映されていないにもかかわらず、ここで、この委員会で、表現はどうでしたっけ。適正であるでしたっけ。適切かつ確実に行う事業者であるというふうに認定できるのですかね。そういうお言葉をいただいているにもかかわらず。

【事務局】 管理運営基準の17ページに、(3)に事業計画書の作成について出ておりまして、指定管理者は、毎年度末までに次の年の事業計画書を作成し、市に提出することになっています。

【委 員】 よくわかりました。この5年の事業計画書とは別に、年度ごとの計画書を作成というのもあるということはわかりましたけれども、その年度のときに反映されるだろうと。何が反映されるかというのは、先ほど言った基準の成果指標の変更が反映されるだろうと。今日の時点では反映されるものがないから、反映するという担保はとれないということですかね。

【事務局】 毎年度の事業計画書につきましては、委員の皆様は事前に見ていただくというような流れにはなっておりません。ご評価いただくとすれば、各年度の評価を今後やっていただく中で、事後評価という形で委員の皆様にご評価をいただくという形になっております。

【委 員】 はい、わかりました。年度の事業計画書というのはそういうものである。じゃ、話、最初に戻しましょう。基本協定書では、今年からというか、今回5年間の協定書を市が取り交わすわけですよね。その中に、前回の評価の中で指摘を受けたところの成果指標の見直しというの、ここに反映されていると言うのだけれども、受けて立つ財団さんは、その成果指標の変更というのは今日聞かされていないし、提出された5年間の事業計画書の中にも、それを承知した上での目標達成、大丈夫ですというような

言葉はどこにも出てこない。そういうことでよろしいのですか。

【事務局】 正確に申し上げますと、管理運営の基準を私どもが産業振興財団にお示しした時点で基本協定書案のほうもお示ししておりますので、成果指標が産業振興財団のほうに行っていないということではございません。ただし、事業計画書のほうにその指標を達成するための具体的な手法が書かれているかと言いますと、書かれていないというようなことになります。

【委員】 というと、先ほど財団さんから受けた報告というか、お話を聞かせていただいた内容はちょっと違っていると。もう既に事前に基本協定書、変更を踏まえた案は受け取っている。それもちゃんとクリアできますということなのだけれども、時間的なことで、資料2の事業計画書には文章的なものとしては反映されていないということですか。

【事務局】 はい。いわゆる指標の達成というものが明記はされておりましたが、ただし、利用者の拡大とかいったものについては、その手法とかが示されておりますので、指標を達成するための手法は持っているものの、それに直結するような表現をしていないというふうに私どもでは受けとめております。

【委員】 それで、こういうふうにはっきりした成果指標の変更したものを取り交わす見通しはどのようなのですか。市のほうとしては。

【事務局】 私どもとしては、引き上げた指標で協定を締結していただきたいというふうに考えております。

【委員】 いただきたいであるけれども、いただけるかどうかはどのようなのですか。見通し。これはハード過ぎるよと。少し落としてくれないか。従前に戻してくれないかという考えが出る余地はあるのですか。

【事務局】 私どもとしては達成していただけるものと思っております。

【委員】 達成じゃなくて、協定書を取り交わすかどうかでしょう。

【事務局】 はい。そこは私どもとしては取り交わしたいと思っておりますので、あとは産業振興財団さんのほうの考えということになります。

【委員】 だから、こういう内容で取り交わすということなので、この委員会では、財団さんに何の問題もないでしょう、適切でしょうというような評価をするのではないのですか。それがまだ伝わっていないとか、どちらが本当なのか私もわからなくなってきましたけれども。

時間の関係もあります。改めて、市のほうではなくて、財団さんのほうで今の点について答えていただけますか。

【千葉市産業振興財団】 成果指標、人数と相談件数と満足度の話ですけれども、これは市のほうが示した数字で頑張りたいと考えております。

【部会長】 はい。ほかに質問ございますか。

【委員】 ちょっと確認したいのですけれども、事業計画書の48ページですけれども、収支予算書を見ますと、22年度より委託料が増えていますよね。さっきちょっと話があったのですが、22年度の実績でいくと8197万5000円、それから計画書でいくと8474万9000円ですよね。それで差額が277万4000円の増ということですね。これはさ

っきのインキュベート改修だとか、備品の購入だとか、さっきの配置の関係の改修費だという話がありまして、ちょっと聞きづらかったのですが、何かスポーツ財団等の職員の採用と言いましたよね。そうすると、その中で、280 万円と言っているのに、人件費というのはどのぐらいなのですか。全部で 280 万円差がありますよね。増えたのはこういうものとかいうものですよと言っているのですね。だけど、数字の上に出ているのは、277 万 4000 円の増になっているわけですね。そうすると、それ以上に増える。

【千葉市産業振興財団】 支出が全体として増えているということですかね。

【委 員】 そうですね。

【千葉市産業振興財団】 その辺の理由、どこが増えているかというところですかね。

【委 員】 ええ。

【千葉市産業振興財団】 増えているところは人件費でございます。人件費が増えた理由、大きく 2 つございまして、24 年度から 28 年度までの人件費がそもそも増えているというのが 1 つ。それからもう 1 つが、22 年度が突発的に低くなっているというのがございます。どういうことかと申しますと、私ども、平成 23 年度、今年度から事業体系を大幅に見直しいたしまして、事業の整理、統廃合をしております。私どもはこの指定管理の事業のほかに、千葉市から補助金をいただいてやっておる事業もございまして、財源で組織がすばっと切れているわけではございませんで、実際は、同じ人間が両方の仕事をしているというのが実態でございます。どういう比率で指定管理の仕事、補助の仕事をしているかというのは、これは従事割合が出ておりまして、これは監事、会計士等の先生方の意見をいただきながら、継続適用しているのでございますけれども、今年度から事業の大幅な見直し、スクラップ・アンド・ビルドをやりましたので、従事割合の計算をやり直しております。その中で、全体としては指定管理のほうに相対的に人工が寄っているということで、そういった部分で 24 年度以降の人件費が増えているという要素が 1 つございます。

それからもう 1 つ、22 年度が突発的に低くなっている面がございまして、実は当財団、今、1 名長期休職の者がおりまして、給料を払っておりません。仕事のうち、締め切りが目先に迫っていないものは先延ばしして、そうでないものは残った人間でやりくりするというような形でしのいでいるのが現状でございます。そんな突発的な理由があって、22 年度は少なくなっているというところがございしますので、私どもとしては、22 年度の数字で比較されるというのは、ちょっとご容赦いただきたいなというところもございます。

【委 員】 あと 2 点ほどいいですか。

【部会長】 はい、どうぞ。

【委 員】 1 つは、千葉市内にも民間が運営する、例えば幕張にある幕張ワールドビジネスガーデン等々ありますね。その創業支援施設がありますけれども、千葉市のビジネス支援センターとは、先ほどはインキュベートで県の施設とか、そういうお話があったのですが、民間との違いはどんなところが違うのか。

それからもう 1 点は、先ほど計画書を見ると、都市型の施設だという書き方が大分出てくるのですけれども、県内のほかの施設を追随せずに、あえて都市型というスタイル

にこだわっている理由は何でしょうか。この2点、お聞かせいただきたいと思います。

【千葉市産業振興財団】 民間インキュですけれども、確かにワールドビジネスガーデンにインキュベートがございます。三井不動産が運営しておりますけれども、民間のインキュベートというのは、別に私どものような形で創業者を育成するためにつくっているというだけではございませんで、あそこは何のためにやっているかと言ったら、将来の自社テナントを囲い込む目的でやっているわけです。インキュの実態はと言いますと、私どものようにインキュベーション・マネジャーがついているわけではございませんで、例えば秘書業務ですとか、電話取り次ぎといった管理部門を共通化して経費を浮かせましょうというタイプのものでございますので、クオリティーはそもそも全く異なります。ですので、基本的に民間インキュに入る会社というのは、既にある程度事業基盤ができていないと、そこに入居できないという実態がございます。これに対して、私どもは、まだそこまでいかない、本当にアーリーステージの人たちを対象にしておりますので、結果的に想定する支援の対象者も変わってくるということになります。その点、民間インキュよりはリスクの高い人たちをお引き受けしているという部分はあると思いますけれども、それは公設のインキュベートであるという点からはやむを得ない役割なのかなというふうに考えております。

また、都市型のインキュベートということですが、確かに県内のインキュはほとんど研究開発型で、都市型というのは非常に少ないというのがございます。ただ、千葉市ビジネス支援センターだけ見ると、都市型インキュなのですが、実は市内にも類似のポテンシャルを持った施設というのがございます。例えば千葉大学の医学部、亥鼻キャンパスの中に、中小企業基盤整備機構さんが整備されている亥鼻イノベーションプラザという施設がございます。こちらは千葉大の医学部のシーズとの連携を目指したものでございまして、ウェット、ドライ合わせて、全部で34だったかと記憶しておりますけれども、それぐらいのインキュベート施設がございます。

また、今年の5月に千葉大学の西千葉キャンパスに、これを整備したのは科学技術振興機構、JSTさんですが、そこが主体になりまして、大学のシーズを民間の企業が一緒になって共同研究する施設というのをつくっております。これは今年の5月にオープンしております、全部で22施設が今オープンしております。ですので、私どもあえて市内のそういった施設と競合する必然性は全くない。むしろ役割を分担することによって、県内を見た場合、千葉市というのは創業支援の体制としては一番整ったところだという地位を確固たるものにできますので、あえてほかのインキュと呼ばれる施設は追随しなかったというところもございます。

【委員】 はい、わかりました。

【委員】 人件費のことを聞きたいのですが、おっしゃられるように、22年度とは比較しませんので。事業計画書の39ページをお開きいただきたいのですが、これの従事割合というところに数字がありますね。この従事割合というのを、想像する前に、先ほど従来のやり方と比率を変えたということとの関連と、もう1つは、先ほどの説明の中に、人材を育成する力を試されているとおっしゃられたように、人が入られたという面と2通りあると思うのですが、それとの兼ね合いを教えてくださいまし

ようかね。従事割合という数字の意味で。従事割合というのは、要するに事務局長と事務局次長は委託管理の人件費には入っていないということですよね。

【千葉市産業振興財団】 入ってございません。

【委 員】 入っていないということですよね。そこはそれでいいんでしょう。その下の数字はかなり人数が増えたと、常勤の職員が。ここは増えたのですかね。

【千葉市産業振興財団】 入れかわったということ。千葉市から派遣職員が来ておるのですけれども、それが出ていって、かわりにプロパー化している。

【委 員】 プロパー化している。

【千葉市産業振興財団】 プロパー職員というのは、スポーツ振興財団ですとか、ほかの団体から来て、そのかわりに千葉市から派遣されてきている職員がいなくなる。

【委 員】 従事割合は変わらないのですか。

【千葉市産業振興財団】 従事割合は変わりません。仕事が変わらなければ、それが市からの職員か、プロパー職員かで変わるわけではございません。

【委 員】 変わらない。人数も、この常勤職員の人数は変わったのですか。

【千葉市産業振興財団】 変わりません。

【委 員】 変わりません。

【千葉市産業振興財団】 はい。

【委 員】 そうすると、よくわからないですけれども、22年度との著しい相違はどこにあるのですか。人数は変わらない。従事割合も変わらない。でも22年度の発生額と比べると、今後5年間で出てくる数字は高いということですよね。何が増えているのですか。

【千葉市産業振興財団】 この従事割合、46%というふうになっておりますけれども、22年度はもともとずっと低い数字でございます。

【委 員】 ちなみにどのくらいですか。この46%がかなり低いと。

【千葉市産業振興財団】 そうということですね。はい。

【委 員】 そのほかの100%は変わらない。

【千葉市産業振興財団】 マネジャーなどは指定管理の仕事しかしておりませんので、これは変わりません。職員でございます。

【委 員】 常勤職員の支援班と新事業創出班ですか、これの46%が低くて半分以下だったと。20%ぐらいだったのですか。その辺が伸びた理由だと、人件費総額が。

【千葉市産業振興財団】 これは23年度の数字を入れておりますけれども、23年度から入れかえておりますので。

【委 員】 そこが違うと。

【千葉市産業振興財団】 はい。

【委 員】 先ほどの比率が変わったというのは、計算方法が、根拠が変わったと。

【千葉市産業振興財団】 やめた事業。

【委 員】 やっている比率は変わらないのでしょうか。でも計算の方法を変えた。それとも比率それ自体が変わった。

【千葉市産業振興財団】 やめた事業もたくさんございましたので、その分のマンパ

ワー、事業、どこを重点化していきますかというようなこと。前提として継続性もある程度は考慮しないといけませんので、継続性も考慮した上で、やめた事業の人工をどこに重点化していくかということを考えて、23年度から一部変えたわけでございます。

【委員】 ああ、そうですか。ありがとうございました。

【委員】 特別会議室ですけれども、今後、パソコン研修室も会議室で利用できるということになると、稼働率がさらに下がるかもしれないのですけれども、中の構造は変えないということでしたけれど、何か稼働率を高める具体策みたいなことがあればお願いしたいと思います。

【千葉市産業振興財団】 私どもこれまでの営業活動で増収を続けてまいりましたので、基本的には、まずは同じ形で増収につなげてまいりたいと思っております。

【委員】 はい、わかりました。

【委員】 ちょっと今の補足、質問させていただいてよろしいですか。増収が上がってきましたね、1.7倍ぐらいに、当初から比べると。

【千葉市産業振興財団】 はい。

【委員】 それは何が一番大きな原因ですか。2つばかり理由を。要するに続けていくということは、それは自然に増加する方向で動こうとおっしゃられていると思うのですけれども、理由は何ですか。増加した理由は、1.7倍になったという。

【千葉市産業振興財団】 リポートしていただけるようにはなっているかなとは考えております。リピート率が、特別会議室だけのものではございませんけれども、施設全般でリピーター、複数回使用してくださっている方というのが6割を超えるところまで来ておりますので、私どもモニタリングをして、好評いただいたところ、あるいはご指摘いただいたところは素直に直しているという結果だろうなと思っております。現状ですと、リピーターの率が、22年度ですと64%まで来ておりますので。

【委員】 それがほとんどの原因ですとおっしゃっている。

【千葉市産業振興財団】 そうですね。金額面で大きいのは、何分回っているという事実はございますので、繰り返しお使いいただいているなというのは。

【委員】 新しい人たち、リピーターじゃなくてね。当年度初めて使われるような人たちの比率というのは少ないのですか、金額的に。

【千葉市産業振興財団】 現状ですと、新規の方、詳しいデータまではちょっと用意しておりませんが、一度お使いいただくと、割とハードルが下がるかなというのは感じております。特別会議室だけグレードが飛び抜けて高い施設ですので、単純に電話などでお答えしているときに金額のお話をすると、ちょっと引かれてしまうようなところはございますけれども、一度お使いいただくと、ああいいねということで、次の予約につながっているというような印象は受けます。

【委員】 市内の例えば社長さんが集められるようないい企画を立てると、やっぱりそういうのを決めるのは社長きりいなと思うのですね。わかりました。

【部会長】 ほかにご発言がなければ、財団さんに対する質問はこれで終わりたいと思いますが、よろしいですか。

では、これで終わりますので、産業振興財団の方はご退室ください。

【千葉市産業振興財団】 どうもありがとうございました。

(産業振興財団退室)

【部会長】 まず、施設所管課長からの説明をお伺いし、その後、財団さんからの意見もお聞かせいただいたわけですが、以上を踏まえて、何か委員間で意見があればここで承ります。その上で、千葉市産業振興財団のビジネス支援センターの事業計画というのが、市の示した管理運営の基準に適合しているかどうか、管理を適切、確実に行うことができるかどうかということについての結論部分をまとめていきたいと思います。そのまとめに入る前の意見等ございましたら、この機会にお話してください。

それでは、意見はないということで、千葉市産業振興財団の「千葉市ビジネス支援センター管理運営に関する事業計画書」、これは市の示した管理運営の基準に十分適合しており、千葉市ビジネス支援センターの管理を適切かつ確実に行うことができるというふうに当委員会判断することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 異議なしという声も出ましたが、これで異議なしということで、このとおりでよろしいですね。

それでは、事務局におかれましては、よりよい管理運営に向けて、今後、申請者と協議の中で、本部会において委員から示された意見を十分に考慮し、反映させていただきたいと思います。

ということで、本日の議事は終了しましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 どうもありがとうございました。いただいた意見を十分反映した中で、その後の協議を進めてまいり、申請者と仮協定を締結したいと考えております。その後、11月下旬から開催予定の第4回定例会におきまして、指定管理者の指定議案を提出させていただきます。

また、本日の議事録ですが、第1回と同様に、でき上がりましたら、各委員さんにごらんいただき、その後、部会長に承認いただいたものを確定とさせていただきます。

最後に、来年度の予定ですが、来年度は、経済農政局所管施設すべての年度評価及び農政部会において下田都市農業交流センターの総合評価と指定管理予定候補者の選定を行う予定です。ただ、年度途中で委員の皆様のご改選も予定されていますので、また改めてご連絡をしたいと思います。ありがとうございました。

【事務局】 それでは、以上をもちまして、平成23年度の第2回経済農政局選定評価委員会産業部会を終了したいと思います。

長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。お疲れさまでした。

— 了 —